診療報酬算定に関するお知らせ

患者さんへ

当院ではこれまでも、生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）や、悪性新生物（がん）、心不全など継続的な管理が必要な疾患をお持ちの患者さんに対し、病状管理、治療方針の説明、療養上の指導、健康相談などを行ってまいりました。

このたび、許可病床数の変更に伴い、これまで実施してきた診療について、診療報酬制度上算定可能となった管理料を算定させていただくこととなりました。

なお、管理料の算定開始により、患者さんに提供する診療内容が変わるものではありません。これまでと同様に、病状の管理、治療方針の説明、療養上の指導、健康相談などを継続して行い、患者さんの治療継続を支援してまいります。

対象となる管理料

■ 生活習慣病管理料

対象疾患：高血圧症、脂質異常症、糖尿病

自己負担額の目安は、1 割負担の方で約 330 円、2 割負担の方で約 670 円、3 割負担の方で約 1,000 円です。

■ 特定疾患療養管理料

対象疾患：悪性新生物（がん）、心不全など継続的な管理が必要な疾患

自己負担額の目安は、1 割負担の方で約 90 円、2 割負担の方で約 170 円、3 割負担の方で約 260 円です。

※対象となる疾患や診療内容に応じて算定するものであり、同一月に両方の管理料を重複して算定するものではありません。

ご負担についてのご理解のお願い

患者さんには新たなご負担をお願いすることとなりますが、当院がこれまで行ってきた病状管理や療養指導等について、診療報酬制度に基づき算定させていただくものです。

今後も安心して治療を継続していただけるよう、適切な医療の提供に努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、受付または担当医までお尋ねください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 8 年 11 月 1 日

JA 吉田総合病院 病院長